

平成 28 年 9 月 8 日 教務委員会

平成 28 年 9 月 21 日 前期運営委員会

定期試験監督日程登録において「監督可」登録数が
著しく少ない教員への対応について

定期試験監督日程登録については、公務により試験監督を務められない日時以外は「監督可」と登録するよう、従前より周知しているが、「監督可」登録数が著しく少ない教員については、下記のとおり対応することとする。

記

1. 「監督可」登録数が、当該試験期間¹における試験時間枠の総数²の 1 割に満たない教員は、各試験期間の監督日程登録の締切日までに、所属部会主任に対して理由書（様式任意）を提出する。部会主任は、提出された理由書の内容を確認の上、監督日程登録の締切日の翌日（締切が金曜日または休前日の場合は、直後の平日）までに教務課に提出する。
2. 1 に該当する教員から期日までに理由書の提出がない場合、当該教員に「監督可」で試験監督が割り当てられていない試験時間枠がある場合には、当該試験時間枠への試験監督コマを追加する。なお、当該教員へ試験監督コマが追加できない場合、当該教員の所属部会が指定する教員に対して、当該試験期間中に、該当教員 1 名あたり試験監督 1 コマを追加する。
3. この取扱いは、応援監督の対象とならない教員³（特任教員、非常勤教員（学内・学外）、全学の役職に就いている教員、所属部会から応援監督免除の申出があった教員等）には適用しない。

¹ 試験期間は、年度ごとに「Sセメスター」、「Aセメスター」の 2 区分とする。

「Sセメスター」には S1 ターム試験期間と Sセメスター・S2 ターム試験期間を含む。

「Aセメスター」には A1 ターム試験期間と Aセメスター・A2 ターム試験期間を含む。

² 1 日 5 時限×試験期間の日数（試験を実施しない日を除く）

³ 定期試験監督日程登録の開始に先立ち、各部会主任に対して「応援監督の対象とならない教員」を照会することとなっている。